

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金 「調整給付金」の概要について

「調整給付金」とは？

本給付金は、デフレ完全脱却に向けた内閣府の総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が実施されることとなりました。



その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、当該定額減税しきれない合算額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。**

支給対象者

以下の条件をすべて満たす方が対象となります。

- 令和6年分所得税が課税される見込みの方または志布志市から令和6年度個人住民税所得割が課税されている方で少なくとも一方を納めている方（※1）
- 定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方
- 納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超えない方

※支給対象となった方には7月下旬頃から順次「確認書」を送付いたします。

支給金額（算出式等）

所得税	本人・扶養親族（配偶者を含む）1人あたり3万円
個人住民税（所得割）	本人・扶養親族（配偶者を含む）1人あたり1万円

定額減税可能額 3万円×（本人+扶養親族数）	—	令和6年分推計所得税額 （令和5年分所得税額等を基にした推計額）	=	①所得税分控除不足額 （<0の場合は0）
定額減税可能額 1万円×（本人+扶養親族数）	—	令和6年度分 個人住民税額（減税前）	=	②住民税分控除不足額 （<0の場合は0）
①所得税分控除不足額	+	②個人住民税分控除不足額	=	調整給付額 （1万円単位で切り上げ）

留意事項

- ◆ 「扶養親族等」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。ただし、国外居住者を除きます。
- ◆ （※1） 令和5年分の所得税を基に給付額を算定するため、令和6年分の所得税確定後に、令和6年分所得税が令和5年分所得税よりも減少した場合にはその不足分について給付金を追加で支給する予定です。
- ◆ 本給付金は納税者（個人）への支給となります。
- ◆ 本給付金は、差押禁止及び非課税の対象となります。

手続き等については裏面へ

給付金額算出のモデルケース

(例) 納税者本人、配偶者、子1人の3人世帯

【パターン1】納税者本人が配偶者と子1人を扶養しており、給付金の対象となる場合

- ・納税者本人の令和6年分推計所得税額：39,500円（1）
- ・令和6年度分住民税所得割額：20,000円（2）

■定額減税可能額

- ・所得税：30,000円×3人（納税者本人+配偶者+子）=90,000円（A）
- ・住民税：10,000円×3人（納税者本人+配偶者+子）=30,000円（B）

■支給額

- ・所得税：90,000円（A）-39,500円（1）=50,500円（ア）※<0の場合は0円
- ・住民税：30,000円（B）-20,000円（2）=10,000円（イ）※<0の場合は0円

50,500円（ア）+10,000円（イ）=60,500円

◎60,500円を1万円単位で切り上げるため・・・給付金額：70,000円

【パターン2】納税者本人が子1人を扶養、配偶者も納税の場合

定額減税可能額と支給額について納税者本人は扶養親族子1人のため2人（納税者本人+子1人）で算出され、配偶者は納税者本人とは別に算出されます。なお、給付対象となった場合の給付金は納税者本人と配偶者それぞれへ支給されます。

【上記の例で給付金の対象とならない場合】

支給額計算の際に納税者本人の所得税額及び住民税所得割額がいずれも定額減税可能額と同額または上回った場合は、調整給付の対象外（定額減税で対応）となります。

手続き方法

確認書
受領

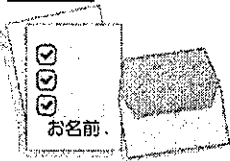
申請

審査
(市)

支給

通知

支給対象の方には7月下旬頃から、順次確認書をお届けします。
※令和6年1月1日時点の自治体から送付されます。



1.電子申請
(マイナンバーカード)

2.確認書(紙)

確認書の内容を御確認いただき、上記どちらかの方法で申請をお願いします。

1.不備なし
市役所で支給手続を進めます。
2.不備あり
電話または返送等の方法で再度提出をしていただきます。
※不備があると支給までに時間を要することがあります。

市役所が確認書等を受領した日から約30日以内が目安となります。
※不備等があった場合は再提出書類の受理日から30日以内となりますので不備のないように御注意ください。

振込が完了しましたら市役所から「振込済通知書」を送付いたします。
金額や口座情報等は通知書で御確認ください。

！ 注意喚起 (必読)

➢ 給付金を受け取るには、**返信が必要**です。確認書に記載のある返送期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したものとみなしますので御注意ください。

➢ 行政職員をかたる不審な電話・郵便等に御注意ください。発見した場合は市役所もしくは最寄りの警察署（電話相談#9110）まで御連絡ください。また、不審なメールが送られてきた場合、URLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除をお願いします。

問い合わせ先（受付時間 平日8:30~17:15 土日祝を除く）



志布志市役所	有明庁舎	099-474-1111	(177、178)
	志布志庁舎	099-472-1111	(201、207)
	松山庁舎	099-487-1111	(271)